

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(環境美化促進地区の指定) 第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある	(環境美化促進地区の指定) 第9条 知事は、市町村長の申出に基づき、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、空き缶等が散乱し、又は散乱するおそれがある

地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。

(1)～(3) 略

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第10項に規定する商業地域の区域

(5) 略

2～5 略

地区であって、特に環境美化を計画的に進める必要があるものを環境美化促進地区（以下「指定地区」という。）として指定することができる。

(1)～(3) 略

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する商業地域の区域

(5) 略

2～5 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。